

裁 判 所	仙台高等裁判所秋田支部
事 件 番 号	平成31年（ネ）第16号、令和元年（ネ）第44号
事 件 名	国家賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件
判決年月日	令和2年5月27日
判 示 事 項	<p>1 受刑者が受信した信書の外観上、当該信書の発信者は当該受刑者の処遇に係る国家賠償請求訴訟の訴訟代理人を務める弁護士であることがわかるものの、内封物の記述内容が一切不明である場合において、刑事施設の長が刑事施設の職員に、当該信書の発信者が真に弁護士であること及び当該信書の内容が受刑者にかかる国家賠償請求訴訟に関するものであることを検査させたことについて、当該信書が刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律127条2項3号に規定される信書に該当することを確認するために必要な限度を超えるものであったことをうかがわせる事情は認められないとして、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとされた事例</p> <p>2 受刑者が、「委任者欄」に当該受刑者の署名押印があり、当該受刑者が訴訟追行を弁護士に委任する意思が表示されていた委任状を当該弁護士に交付することは、信書の発信に該当するとして、当該委任状の当該弁護士への宅下げを不許可とした刑事施設の長の措置が国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとされた事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、受刑者として秋田刑務所（以下「本件刑務所」という。）に収容されているX（原告・被控訴人兼附帯控訴人）が、本件刑務所長において、〈1〉A弁護士からX宛ての信書（以下「本件弁護士信書」という。）について、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律127条2項3号に該当する信書に該当することを確認するため、刑務所職員をして、本件信書の記述内容を確認する検査を行わせたこと、及び〈2〉A弁護士に対する訴訟委任状の宅下げ願いを不許可としたことがそれぞれ違法であるとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	67巻1号